

～ 国際研究 ～

東ティモール共同法制研究

国際協力部教官

渡 部 吉 俊

第1 はじめに

国際協力部では、2015年7月27日（月）から31日（金）までの1週間、東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）司法省から4名を招へいし、共同法制研究を実施した。これまで東ティモールに対しては、司法省を主なカウンターパートとして法案起草能力の向上を上位目標とした支援を小規模ながら実施してきたところ、その一環として、今回は婚姻法と調停法をテーマに、日本の専門家による講義や意見交換等を実施した。このうち、婚姻法は今回初めてテーマとして取り上げたものであり、東ティモールでは民法典（2011年法律第10号）第1475条から第1675条までに主な規定が置かれている。また、調停法については従前から支援の対象としてきたものであるが、東ティモールの国内事情によりいまだ制定に至っていない。そこで今回は、日本で最も活用されている調停の一つである民事調停について改めて理解を深めるとともに、東ティモールにおける開発のボトルネックであり民事紛争の典型例である土地紛争を念頭に、関係機関を訪問するなどし、効率的・効果的な紛争解決の在り方について検討することとした。以下、その概要について報告する。

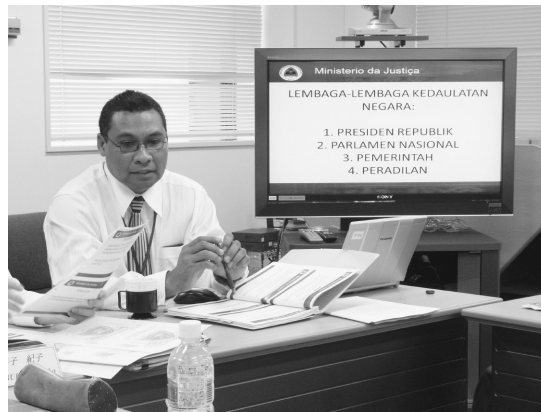
第2 本共同研究の概要

1 研究員による発表

今回招へいした4名の東ティモール研究員から、テーマに関連するトピックについて発表していただいた。司法省国家法律諮問立法局（DNAJL）のネリーニョ・ビタル局長からは、東ティモールの国会機構及び立法手続の概要について、同局リーガルドラフターのホセ・エドムンド・カタエノ氏からは、東ティモールの婚姻法について、同局文書統計部長のマクシミアノ・フェルナンデス氏からは、東ティモール司法省の組織及び役割について、同省土地財産地籍サービス局（DNTPSC）のダニエル・フレイタス・ネット・エロイ・エルデル・クス氏からは、東ティモールの土地紛争調停について、それぞれ発表がなされた。

発表の際には、日本側の専門家として東京女子大学の古沢希代子教授、大阪大学の仁木恒夫教授、摂南大学の川謙蔵講師の3名に御参加いただき、それぞれ専門

的見地から、発表に対するコメント等を行っていただいた。



東ティモール研究員による発表

2 日本側専門家による講義

(1) 「日本の家族法制度と婚姻」

摂南大学法学部の大川謙蔵講師から、日本の家族法の制定の歴史と特徴、婚姻に関する主要な規定の解説や、世界主要国の立法例を踏まえた日本の規定の特色等について、講義を行っていただいた。

(2) 「日本の民事調停法について」

大阪大学大学院法学研究科の仁木恒夫教授から、日本の民事調停法に関し、組織法、手続法及び行為法の3つの観点から、各規定の意義や調停の実施に当たって留意すべき点等について講義を行っていただいた。

3 訪問・見学

(1) 公益社団法人総合紛争解決センター

民事上の紛争について和解、あっせん、仲裁手続等を行う認証紛争解決機関である公益社団法人総合紛争解決センター(現在の名称は「民間総合調停センター」)を訪問し、土地紛争を始めとする民事紛争解決について豊富な経験を有する実務家の方々から御説明いただくとともに、意見交換を行った。

(2) 奈良地方法務局

行政機関による土地境界紛争の効果的な解決の観点から、法務局が実施する筆界特定制度の仕組みや運用のほか、土地登記情報の管理の仕組み等について、実務の現場を見学しながら説明を受けた。

4 共同討議

共同討議では、婚姻法及び調停法に関し、東ティモール国内で議論されている論点を中心に、日本側専門家との間で協議・検討を行った。

婚姻法については、現行民法典の解釈や見直しの方向性について様々な論点が提

起されるとともに、今後、法制化を予定している市民登録の在り方についても検討が行われた。ちなみに、東ティモールでは、①市民婚、②カトリック婚、③慣習婚（モノガマス婚）の3種類の婚姻方法が規定されており（民法典1475条）、それぞれ日本と同様に婚姻の要件や無効・取消事由等が定められているが、旧宗主国ポルトガルの影響により、婚姻の手続については、婚姻予告（publication of banns）、市民登録官による証明書の発行、婚姻の儀式・祝福を経て、婚姻登録を行わなければならないとされており、法律上の届出のみという簡易な日本の方式とは大きく異なっている。

また、調停法については、今一度、制度設計の全体像を確認するとともに、調停法の対象範囲、調停による合意の効力、調停人のリソースや育成方法、訴訟手続との連携等の主要な論点について、検討を行った。なお、今回、紛争事例として念頭においた東ティモールにおける土地紛争は、長年にわたる外国支配や強制移住に起因する権利関係の重複・不明確を主な原因とするものであり、その解決に向けて国際機関や他国援助機関による支援が行われてきたところであるが、現在、土地紛争解決手続に関する規定を含む土地法案が検討中であることから、調停法と土地法との整合性にも注意する必要がある。



日本側専門家との意見交換

第3 所感

今回テーマとして取り上げた婚姻法は、その国の文化、宗教、習俗等の色彩が色濃く反映される分野であり、また調停法の検討において取り上げた土地紛争も、東ティモールの歴史的な特殊性に起因する部分が大きいため、単純に日本の法制度や経験を当てはめて議論することが難しく、支援に当たって工夫を要する分野であったように思う。それでも、東ティモールは日本と同じ大陸法系に属する国であり、主要な法的論点については、かつて日本で議論されたような問題、あるいは現在でも議論されている問題など共通する部分も多く見られた。東ティモール側からは、日本が100年か

けて作り上げてきた緻密な法制度に感銘を受けるとともに、今後の法制度整備を進める上で大いに示唆を受けた等の感想が聞かれた。

最後に、御多忙の中、本共同研究の実施に時間を割いてくださった仁木先生、大川先生、各訪問先関係者の皆様、通訳の呼子紀子氏その他関係者の皆様に、この場をお借りして深く感謝申し上げたい。

東ティモール共同法制研究日程

[主任教官:渡部教官 担当専門官:由井専門官]

| 月日 | 曜日 | 10:00 | 12:30 | 14:00 | 17:00 | 備考 |
|---------|----|--|---|---|-------|---|
| 7 25 | 土 | 移動 (MI295 デイリ15:25発-シンガポール18:10着) | | | | |
| 7 26 | 日 | 入国 (SQ618 シンガポール01:25発-関空9:00着) | | | | |
| 7 27 | 月 | 9:30 オリエンテーション 4セミ | 10:00 招へい専門家発表及び意見交換① 招へい専門家, 古沢教授, 仁木教授, 大川講師 4セミ | 13:30 招へい専門家発表及び意見交換② 招へい専門家, 古沢教授, 大川講師 4セミ | | |
| 7 28 | 火 | 9:30 講義「日本の家族法制度と婚姻」 大川講師 4セミ | 12:15～ 部長主催意見交換会 記念写真撮影 | 14:00 共同討議「婚姻・家族関係法の改正に向けて」 大川講師 4セミ | | |
| 7 29 | 水 | 9:30 講義「日本の民事調停法について」 仁木教授 4セミ | | 奈良地方務局訪問 | | |
| 7 30 | 木 | 9:30 共同討議「土地紛争解決調停制度の立案に向けて」 仁木教授 4セミ | | 総合紛争解決センター訪問 | | |
| 7 31 | 金 | 共同討議「今後の支援協力活動について」 国際協力部教官 4セミ | | 資料整理 | | 出国 (SQ615 関空 23:30発- シンガポール 05:10着) |
| 8 1 | 土 | 移動 (MI296 シンガポール09:25発-デイリ14:20着) | | | | |

東ティモール共同法制研究 研究員

| | |
|---|---|
| 1 | ネリन्हオ ヴィタル |
| | Mr. Nelinho Vital |
| | 司法省国家法律諮問立法局長 |
| 2 | ホセ エドムンド カエタノ |
| | Mr. Jose Edmundo Gaetano |
| | 司法省国家法律諮問立法局リーガル・ドラフター |
| 3 | ダニエル フレイタス ネット エロイ エルデル クス |
| | Mr. Daniel Freitas Neto Heroi Helder Kusu |
| | 司法省土地財産地籍サービス局リーガル・ドラフター |
| 4 | マクシミアノ フェルナンデス |
| | Mr. Maximiano Fernandes |
| | 司法省国家法律諮問立法局文書統計部長 |

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 渡部 吉俊 (WATANABE Yoshitaka)

国際協力専門官 / International Cooperation Training Officer 由井 水帆子 (YUI Mihoko)